

し尿の衛生処理

戦後、国はまず公衆衛生を維持し食料の増産を図るため、し尿の農地還元政策を進めました。

当時、し尿処理技術に求められていたのは、①し尿の単独処理、②寄生虫卵・病原菌の死滅、③臭気・外観の改善、④肥効成分の保持であり、し尿の無害化・肥料化に重点が置かれていました。また、1930年には汚物掃除法の見直しにより、し尿の収集・運搬が市町村の義務となりました。

1950年代の後半から日本が高度経済成長期に入り、化学肥料の普及および都市化の進行により、従来の「し尿循環システム」が崩壊し、し尿は「肥料」から「廃棄物」へとその位置付けが変わりました。大都市で増え続けるし尿の衛生的な処理が大きな社会問題となり、それに対応するために、市町村による処理施設の整備、国によるし尿処理技術の開発を推進してきました。

1953年に、国はし尿処理施設の整備促進を図るため、国庫補助制度を創設しました。1963年からは、国がし尿処理施設を含む廃棄物処理施設の整備計画を策定し、し尿処理施設の整備を進めてきました。

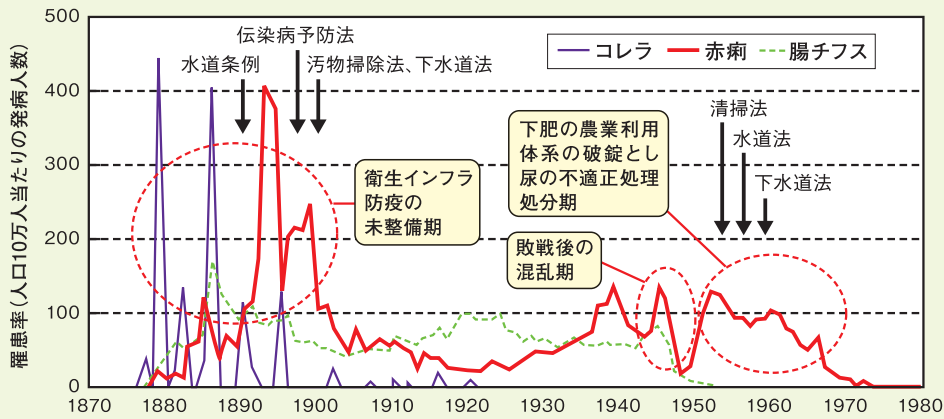


図-3 日本の水系伝染病の罹患率の推移³⁾

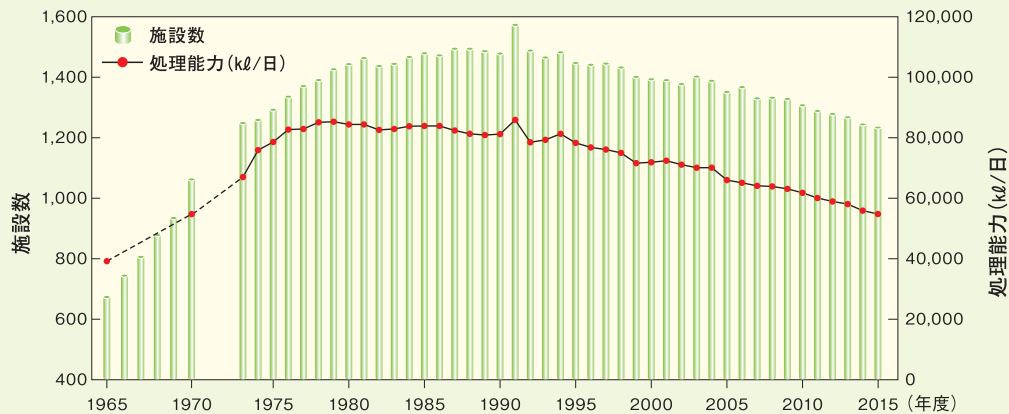


図-4 し尿処理施設数の推移⁴⁾

表-1 日本の環境衛生に関する主なできごと

西暦(元号・年)	主なできごと
1879(M12)	市街清掃規則及廁構造並屎尿汲取規則
1890(M23)	水道条例
1897(M30)	伝染病予防法
1900(M33)	汚物掃除法、下水道法(旧)
1921(T10)	水槽便所取締規則
1930(S05)	汚物掃除法改正
1945(S20)	終戦
1950(S25)	屎尿の資源科学的衛生処理に関する勧告(経済安定本部資源調査会) 建築基準法
1953(S28)	し尿処理施設の国庫補助
1954(S29)	清掃法
1956(S31)	し尿消化槽の構造等の基準
1957(S32)	水道法

西暦(元号・年)	主なできごと
1958(S33)	下水道法(新)
1967(S42)	公害対策基本法
1970(S45)	廃棄物処理法、水質汚濁防止法
1977(S52)	し尿処理施設構造指針
1983(S58)	浄化槽法
1987(S62)	合併処理浄化槽国庫補助
1990(H02)	生活排水処理基本計画策定指針
1993(H05)	環境基本法
1997(H09)	汚泥再生処理センター
2000(H12)	循環型社会形成推進基本法 汚泥再生処理センター性能指針 し尿浄化槽汚泥高度処理施設性能指針
2005(H17)	循環型社会形成推進交付金